

教育相談体制の充実について

徳島県教育委員会人権教育課
いじめ問題等対策室

本日の『あどばいすタイム』



- 1 はじめに
- 2 教育相談体制の充実について
- 3 「架空事例検討」仲間外し・無視
- 4 質問
- 5 おわりに

児童生徒を取り巻く環境



子どもたちが抱えている問題
置かれている環境…

複雑化・多様化

チーム学校

生徒指導担当
養護教諭
教育相談コーディネーター
特別支援教育コーディネーター

校長
副校長
教頭

学校



スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
スクールロイヤー

学年主任
学級担任
教科担任
部活指導担当

警察
児童相談所
教育委員会
医師

P T A ・ 地域

関係機関との連携

困難な状況で学校だけでは対応できない時こそ、関係機関についていきましょう。教職員だけでなく、子ども・保護者も必要としているのに活用できていない機関があります。SSWの力を借りるなどして、支援に合った関係機関と連携してみてはどうか。

医療機関

教育支援センター
(適応指導教室)

こども女性相談
センター

子育て支援課
障がい福祉課



特別支援教育
巡回相談員

精神保健福祉
センター

福祉サービス
事務所

発達障がい者総合
支援センター

フリースクール等
民間団体

社会福祉協議会

教育相談（児童生徒理解）

児童生徒の変化、サインに気付く・情報収集

- ・児童生徒、保護者、教職員、関係機関から
- ・全体へのアンケートの実施 など

アセスメント

必要としている援助を適切に見極め

共通理解・支援の方向性

- ・それぞれの役割、専門家との連携
- ・ケース会議の実施 など



事例検討

架空事例 小学校4年生 女子児童

事例

A（小学校4年女子）は、クラスでいつもBと一緒にいた。あるとき、CがBを連れて行ってしまい、Aは一人になってしまった。

翌日、Aが別のDやEと一緒に話していると、Cが「おもしろいものがあるよ」とDやEを誘った。

時々Aの方を見ながら、みんなで笑って話している。

Aは、みんなが自分のことを話しているような気がして、それ以降、他の人の視線も気になるようになった。



事例検討

架空事例 小学校4年生 女子児童

小学校入学までの様子（幼稚園からの申し送り）

Aは自分から話すことが少なく、小さい頃から友達に頼って行動するところがある。

3歳児健診でコミュニケーションの苦手さを指摘され、幼稚園入園まで親子で保健センターの指導を受けていた。



事例検討

架空事例 小学校4年生 女子児童



関係機関での様子

5歳の頃から児童発達支援事業所に通うようになり、小学校に入学してからも同じ事業所で放課後等デイサービスを利用している。

知能検査（WISC-IV）を受けたところ、全検査IQ（FSIQ）は78、言語理解は比較的高く、知覚推理が低かった。宿題は放課後等デイサービスで済ませている。

事例検討

架空事例 小学校4年生 女子児童



保護者との面談状況・家庭での様子

授業内容を理解することがやや難しくなり、保護者は学校の個人懇談で担任から特別支援学級の見学を勧められていた。

家庭での生活は特に問題はない。

両親とも仕事が忙しく、Aとの会話は食事時にテレビを見ながら話す程度である。

事例検討

架空事例 小学校4年生 女子児童



学級の様子

このクラスでは女子児童の間で誰かを仲間外しすることが繰り返され、子どもたちや保護者から担任に相談されることが続いていた。

専門家からの助言

スクールカウンセラーの助言

1つ目の観点はAの認知の力である。知能検査の結果から、状況を見る力が弱いことが推測できる。言葉を理解する力が比較的高いことから、起きていることを周囲の大人が丁寧に言葉で説明することで、理解が進むことが期待できる。また、Aの不安や苦しい気持ちに寄り添いながら、友達と一緒にいたいと思ったときの適切な行動やコミュニケーション方法についても、スクールカウンセラーと面接や担任との話の中で伝えていくことが効果的だと考える。

2つ目は家庭背景である。同じような特性を持つ子どもであっても、家庭における子どもの状態理解や関わり方によって、子どもの様子が変わってくるものがしばしばある。放課後等デイサービスを利用しているため、スクールソーシャルワーカーとも連携しながら、両親がAの特性や得意・不得意についての理解を深め、Aの気持ちを大切に積極的なコミュニケーションが取れるよう支援することで、友達関係につながる成長が期待できる。

また、学級での問題については、担任とスクールカウンセラーが連携し、集団での人間関係の特徴を理解したり、効果的な対応について一緒に考えていくことが必要である。

専門家からの助言

スクールソーシャルワーカーの助言

背景からAと学級全体に対しての支援介入が必要と考える。担任や今までAと関わりのある先生からAの状況を詳しく聞かせていただきたい。放課後等デイサービスの見立てはどうか、学校との連携ができてきているのかなどが気になる。特別支援学級を勤めているとのことだが、Aや保護者の方が特別支援学級をどのように捉えており、担任から見学を勧められてどのような気持ちなのか家庭訪問を実施し確認したい。恐らく不安感が高いと思われるため、Aに対する学校での配慮の検討や今後の方針と役割分担を行うケース会議を開催することがよりよい支援につながると思われる。また、療育手帳が未取得であれば取得することも検討していければと感じた。

学級全体では、いじめが学級崩壊につながらないよう早期の対応を行うことが重要となる。児童たちが興味をもつ授業を行う、あるいは、みんなで「ありがとうメッセージ」で認め合い、それを担任やスクールソーシャルワーカー等で評価していき学級の雰囲気を出し方へ導く方法も考えられるだろう。スクールソーシャルワーカーが授業で生徒と関わりをもてれば、様々な課題が見えてくる。また、Cの行動も気にかかるため、担任と連携しながら慎重に関わっていきたい。

専門家からの助言

スクールロイヤーの助言

いじめ防止対策推進法におけるいじめとは、「一定の人的関係にある他の児童等」が「心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)」により「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じていること」である。本事例では、クラスメイト(一定の人的関係)から孤立する状況(心理的に影響を与える行為)になり、みんなが自分のことを話しているような気がして他の人の視線も気になるようになってきている(心身の苦痛を感じている)ことから、同法におけるいじめに該当する。

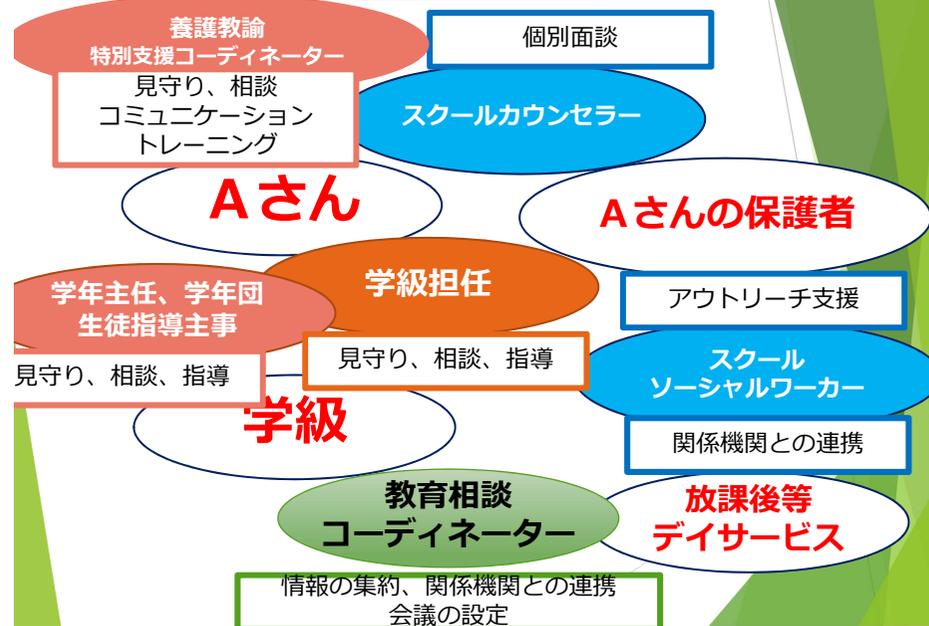
学校としては、AもしくはAの保護者から相談を受けた場合は、同法23条2項における「いじめを受けていると思われるとき」に該当するため同項に基づき調査をする必要がある。いじめがあったと判断された場合には、いじめをやめさせ、また、再発を防止するために、いじめを受けた児童への支援及びいじめを行った児童に対する指導を行うことになる(同条3項)。具体的な対応については、心理・福祉等の専門的知識を有する者と連携して行うことが重要であるが、クラス全体に注意喚起する等再発防止策を行う必要がある。

専門家からの助言

本事例におけるポイント

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのコメントからは、個や集団への具体的なアプローチの進め方について、スクールロイヤーのコメントからは、この事案で起きている状況をどのように捉えればよいかについて、それぞれの重要な示唆が得られている。学級の間人間関係の中で起きているトラブルではあるが、いじめという観点から捉える必要がある点、個としても集団としても対応が必要な点に留意する必要がある。

今後の関わり(一例)



3 S 連携活動事例集

3 S 連携活動事例集

～学校支援の充実に向けた専門家(3 S)との連携強化～



令和4年3月
徳島県教育委員会

スクールソーシャルワーカー

子どもたちが抱えている問題は学校だけではなく様々な環境に要因があり、学校だけでは解決できない問題が数多くあります。スクールソーシャルワーカーは、子どもたちが置かれた様々な環境へ働きかけたり(家庭訪問や同行支援、ケース会議等)、関係機関等とのネットワークを利用したりするなど、教員と協働して様々な課題を解決する役割を担いながら問題の改善に向けて活動しています。



どんな資格を持っているのですか？

社会福祉士や精神保健福祉士など、社会福祉等の専門的な知識・技能を有している福祉の専門家です。

職務内容はありますか？

- 課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
 - ・児童生徒との面接や家庭訪問等の相談支援活動
 - ・児童生徒への相談活動等に関する情報収集・提供、ソーシャルワーク連携によるアセスメント(見立て)及びアクションプラン(手立て) など
- 関係機関とネットワークの構築・連携・調整
 - ・児童生徒と保護者が関係する様々な機関(インフォーマルな機関を含む)と連携し、児童生徒の最善の利益を追求する。
 - ・要保護児童対策地域協議会・児童相談所・発達障がい者支援センター・教育支援センター(通称障害教室)・放課後等デイサービス・病院・子ども食堂・民生委員・主任児童委員 など
- 学校内におけるチーム体制の構築・支援
 - ・担任職・生徒指導主事・コーディネーター・担任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー など
- 保護者・教職員に対する支援・相談・情報提供
 - ・各種制度の利用、関係機関への紹介と同行 など
- 教職員等に対する研修活動
 - ・教職員・児童福祉司・青少年健全育成団体・人材育成団体・民生委員・主任児童委員 など

どんな相談ができますか？

不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子どもの貧困、虐待、発達障がい、ヤングケアラー等の課題を抱える児童生徒について相談を受け、児童生徒が置かれた環境にどのような働きかけをし、どんな関係機関と連携していけばよいかなど福祉的なアプローチで解決に向け支援しています。

3 S 連携活動事例集

3 各事例に対する3 Sによる支援について(事例検討)

事例1 仲間外し・無視

事例2 ネットによるトラブル

事例3 不登校

事例4 暴力行為

事例5 児童虐待

事例6 子どもの貧困(ヤングケアラー)

事例7 性加害の問題行動



人権教育課HPより
ダウンロード可能

スクールカウンセラーの活用

心理の専門家である公認心理師、臨床心理士を学校へ派遣し、不登校、いじめや暴力行為などの児童生徒の問題行動等の未然防止や解決に向け、児童生徒、保護者、教職員に対する相談活動を実施します。

また、校内研修、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織においても、心理の専門家として積極的に活用してください。○拠点校 97校(公立学校、教育支援センター等)に配置
○常勤的配置 3校 ○要請派遣 ○緊急支援派遣

スクールソーシャルワーカーの活用

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、ヤングケアラーなど生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会、県立学校に配置・派遣しています。

○24市町村教育委員会、県立学校1校に配置

スクールロイヤー活用事業



【目的】

法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育や法的相談への対応を行うことにより、いじめなどの諸課題の解決に資する。

【対象】 県内の公立小・中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校

【事業内容】

① 出張授業

- いじめ予防に関する授業
- 集会等でのいじめ防止に向けた講話



② 法的なアドバイス

- 早期の段階から相談にのり、法的な観点で助言することにより、いじめ等の事案が深刻化することを防ぐ



③ 教職員向けの研修

- 校内研修等において、いじめ防止に向けた法令に基づく対応等について指導助言



④ ケース会議への参加

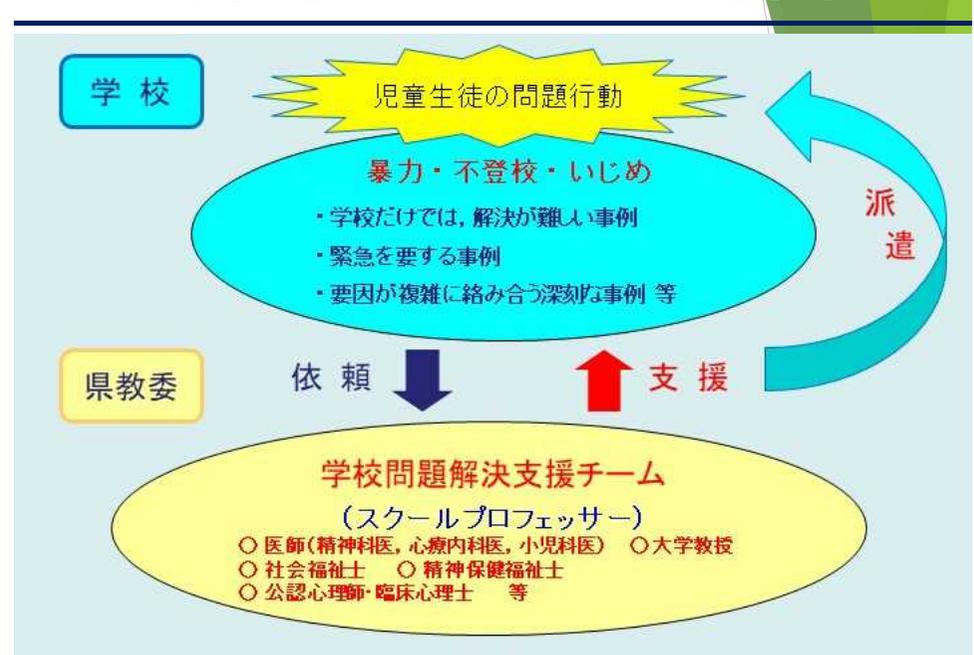
- 学校のケース会議へ出席し、他の専門家と一緒に支援策等を協議



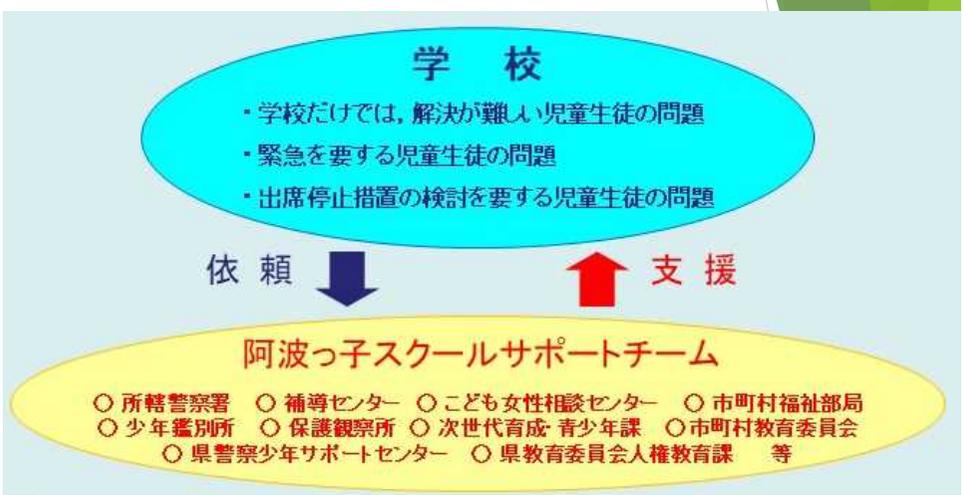
Crisis Response Team
子どもCRT派遣事業
 リスク対応・支援チーム



学校問題解決支援チーム派遣事業



阿波っ子スクールサポートチーム (ASST) の派遣



5 おわりに

一人で抱えこまなくていいです。ささいな問題でも共有できる仲間、解決に向かい行動できる雰囲気をつくっていきましょう!!



ご清聴ありがとうございました